

「農地制度のあり方について」（平成 26 年 8 月 5 日 地方六団体）の  
趣旨を踏まえた事務の実施について

平成 27 年 4 月 8 日  
全 国 市 長 会

今般の農地制度改革は、地方六団体として取りまとめた「農地制度のあり方について」（以下、地方六団体提言という。）を国が受け止め、決断したものであり、農地転用許可の主体として「大臣が指定する市町村」が位置付けられ、農地法上、初めて、市町村への権限移譲の道が開けた。これを受けて、都市自治体は、農業の再生と総合的なまちづくりを両立させ、地方創生の実現に尽くすとともに、地方六団体提言の趣旨を踏まえて着実に事務を実施していく所存である。

よって、新たな方式による事務処理のスタートに先立って、地方六団体提言の趣旨を踏まえ、下記の取組を行うことを確認する。

記

1 農地転用許可権限等（ミクロ管理）

- (1) 今回の権限移譲は、農用地区域からの除外、農地転用許可の法令の基準を守ることを前提としたものであり、もとより規制緩和を行うためのものではない。このことを十分に踏まえ、農用地区域からの除外、農地転用許可に当たっては、法令の明確な基準に従い適正な運用を行うこととする。
- (2) 移譲された権限を適切に活用して、転用事務手続の迅速化を図り、機動的な対応を行うようにする。これにより、真に守るべき農地を確保しつつ、地域の実情に応じたまちづくりを進める。
- (3) 地方六団体提言の趣旨を踏まえて、今後、政府において定められる要件に該当する団体においては、「指定市町村」の指定に向けて取り組むこととする。特に、農地転用許可事務を地方自治法に基づく事務処理特例によって既に都道府県から移譲されている場合、「指定市町村」としての指定に向けた検討を進める。

## 2 農地の総量確保（マクロ管理）

- (1) 国による国の目標面積案及び都道府県の目標面積の明確化された設定基準案に対して、都市自治体は、地域における農地や農業の実情等と、農地の確保に資する施策の効果等を適切に反映した意見を提出し、国、都道府県との間で十分に議論を尽くすこととする。
- (2) 国、都道府県と十分に議論を尽くして設定された目標面積については、都市自治体も国、都道府県とともにその達成に責任を負うものである。このため、我々都市自治体は、担い手の確保や農地の集積・集約化、耕作放棄地対策等の施策により、真に守るべき農地の農振農用地への編入促進・除外抑制、耕作放棄地の発生抑制・再生に取り組む。
- (3) 今回盛り込まれた「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る地方六団体提言の実効性の検証に積極的に参画する。